

## 富士見市国民健康保険税条例改正の要旨

### 1 改正の趣旨

令和2年9月4日に地方税法施行令が一部改正され、国民健康保険税の軽減措置に関する、軽減判定基準が見直されましたことから、富士見市国民健康保険税条例の一部を改正するもの。

### 2 改正内容

平成30年度税制改正における、給与所得控除及び公的年金等控除並びに基礎控除額の改正により、国民健康保険税の軽減措置に該当しにくくなることから、税制改正による不利益が生じないように、軽減判定基準の見直しを行うもの。

#### ①（国民健康保険税の減額）

##### 第19条

国民健康保険税の軽減措置（7割軽減・5割軽減・2割軽減）の軽減判定基準について、基礎控除額を33万円から43万円に引き上げるとともに、納税義務者及び被保険者等の中で給与所得者等が2人以上いる世帯は、その人数から1を引いた数に10万円を乗じた金額を43万円に加算するようにするもの。

#### ②（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例）

##### 第19条の2

第19条の改正を受け文言の整理を行うもの。

#### ③（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

##### 附則第2項

第19条の改正を受け読み替え規定の整理を行うもの。

### 3 施行期日

令和3年1月1日

### 4 適用

令和3年度分以後の国民健康保険税



所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア～ウ（略）

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者

\_\_\_\_\_1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

\_\_\_\_\_を超えない世帯に係る納税義務者

ア～ウ（略）

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円

\_\_\_\_\_に国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により国民健康保険の被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～ウ (略)

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～ウ (略)

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第19条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第20条の2において同じ。）である場合における第3条及び前条の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第19条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法\_\_\_\_\_第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第

ア～ウ (略)

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円

\_\_\_\_\_に国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～ウ (略)

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第19条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第20条の2において同じ。）である場合における第3条及び前条の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第19条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第

1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）」とする。

附 則

2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上の者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第19条の規定の適用については、同条中「総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「総所得金額（所得税法\_\_\_\_\_第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）」とする。

附 則

2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上の者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第19条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、\_\_\_\_\_「総所得金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）\_\_\_\_\_」とする。